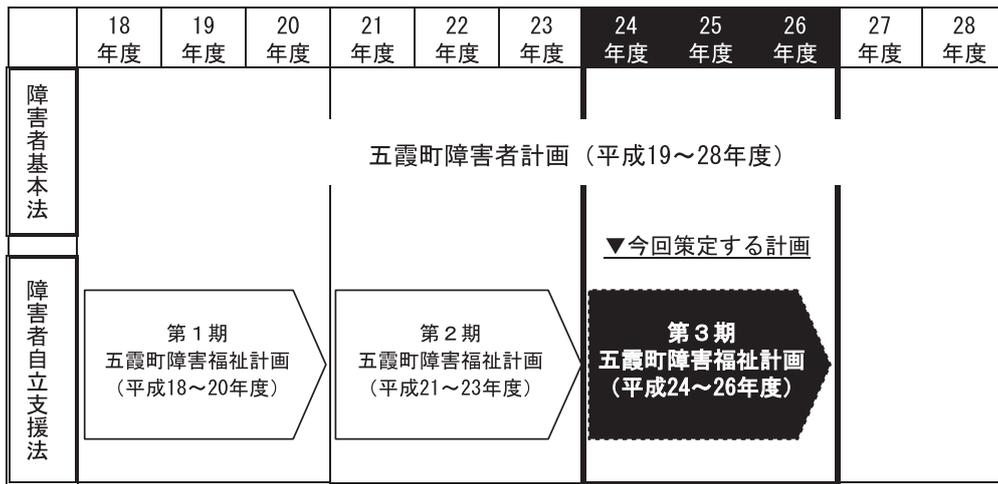


# 第3期五霞町障害福祉計画 ノーマライゼーション社会の実現

町では、平成19年4月に障害者基本法第11条第3項に基づき「五霞町障害者計画」を策定し、併せて障害者自立支援法第88条第1項に基づく「五霞町障害福祉計画」を策定しました。また、平成21年3月には障害者自立支援法に基づき「五霞町障害福祉計画の見直しを行いました」。

## 計画の期間



町障害福祉計画」の見直し時期となったことから、障害福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業の種類と量の確保に関する新たな計画として、平成24年度から平成26年度までの3カ年を計画期間とする「第3期五霞町障害福祉計画」を策定しました。

現在、国では「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」に基づいて、障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図っているところです。しかし、障害者の地域での安心した暮らしを支援するための施策は継続されなければならず、引続き本町における障害者福祉の基本理念「ノーマライゼーション社会の実現」に基づき誰もが暮らしやすい地域づくりを推進するものです。

### 主な内容

#### ◎数値目標の見直し

第2期障害福祉計画（平成21年度から平成23年度まで）の現状の把握と地域における課題等を踏まえ、第3期障害福祉計画として、福祉サービスの見込量や方策を定めました。

#### ◎計画の推進に向けて

①五霞町地域自立支援協議会の設立

地域における障害者施策を推進するためには、様々な社会資源を有効に活用することが重要です。そのために、県、医療機関、企業、教育機関など関係機関が情報を交換し、連携を強化する必要があります。

これまで、本町では地域の障害福祉に関する協議の場として、定期的にサービスマニュアル調整会議及び在宅ケアチーム会議を開催してきました。

今後は、町の実情に応じた体制整備の方向性を検討する中心的な役割として、「五霞町地域

自立支援協議会」を立ち上げ、障害福祉サービス全体の調整・連携の核として、地域の实情に応じた運営を図っていきます。

#### ②相談体制の充実

障害のある方が、できる限り身近なところで総合的な相談を受けられるよう、相談機関の確保と周知に努めるとともに、障害のある人や家族を継続的に支援するネットワークの整備に努めます。

#### ③就労支援の推進

地域の就労移行支援、就労継続支援の事業者との情報交換を深めるとともに、茨城県が行っている各種の就労支援事業の普及啓発と利用促進に努めます。

#### ④五霞町社会福祉協議会との連携強化

五霞町社会福祉協議会は、地域福祉の担い手として重要な役割を果たしています。

今後とも、五霞町社会福祉協議会との連携を強化して、障害者の相談支援機能や権利擁護事業、ボランティア活動の推進などに努めます。

#### ⑤福祉人材の確保

新たに指定障害福祉サービスとして創設される地域移行支援

や地域定着支援は、障害者が地域で自立して生活するうえで重要な役割を担っているため、地域の相談支援事業者と連携を強化し、きめ細かな相談体制、調整等が行えるよう、福祉人材の確保に努めます。

#### ⑥虐待防止の推進

「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」が施行されることに伴い、障害者虐待の相談窓口となる市町村障害者虐待防止センターの機能を確保します。

#### ⑦障害福祉制度の普及・啓発、情報提供の推進

今後、国では障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、障害者に係る制度の改正等が行われる見込みです。そのため、引続き障害福祉制度の普及・啓発、情報の提供を推進していきます。

#### ⑧計画の進行管理

障害福祉計画を着実に推進していくため、「五霞町地域自立支援協議会」にて、本計画の達成状況等を報告し、適宜、計画の点検・評価を行っていきます。